

労働法制を遵守するための 派遣活用チェックリスト ※2020年4月改正以降

労使協定方式の場合

契約締結前

業務開始後

①事業所単位の抵触日通知を派遣元に書面等で通知する

②待遇に関する情報を派遣元に書面で提供する

A:業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練

B:福利厚生施設：給食施設、休憩室、更衣室の有無

派遣先管理台帳、労働者派遣契約に下記法定事項を追加する

③協定対象労働者であるか否かの別(労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否か)

④派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度(具体的な役職、ない場合は「役職なし」と記載)

⑤業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を派遣労働者にも実施する(②-Aと関連)

⑥給食施設、休憩室、更衣室は派遣労働者にも利用させる(②-Bと関連)

その他の福利厚生施設（物品販売所、病院、保育所、図書館等）は便宜の供与に配慮する

※その他の福利厚生施設を利用する場合は、労働者派遣契約に明記する必要があります。

セミナーページはこちら

企業の人事・労務・派遣管理のご担当者の方を対象としたセミナーを随時開催しております。



<https://www.adecco.co.jp/client/seminar>